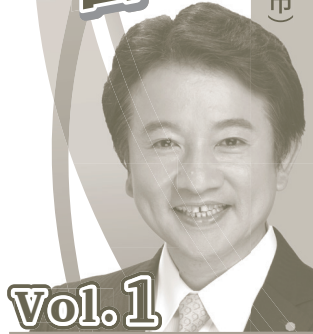


# 板橋ともゆき 県政報告



Vol.1  
ウェブサイト更新中!  
板橋智之

## 「悪質商法には注意をしましょう！」

### 年金関係の機関を名乗る 不審な電話に注意



県内の年金機関の職員を名乗る人から電話があり、年齢や家族構成、年金受給額などを執拗に聞かれた。何も答えずに電話を切り、着信履歴を見ると、県外の番号だった。

日本年金機構や公的機関を名乗り、個人情報聞き出すとする電話がかかってきたという相談が出ています。個人情報の流出があったことを悪用し、金銭をだまし取ろうとする手口にご注意ください。他にも、以下のような詐欺的な行為にご注意ください。

●「あなたの個人情報優先して削除してあげる」などと持ちかけ、キャッシュカードをだまし取ったり、金銭を要求する。

●電話等で個人情報聞き出し、悪質な投資勧誘や劇場型勧誘に利用する。

#### アドバイス

●日本年金機構、消費者庁、国民生活センター、消費生活センターなどの職員から消費者へ「個人情報流出している」「個人情報削除する」「口座番号を教える」などの電話やメールをすることはありません。

●不審な電話はすぐに切る。個人情報について絶対に教えないようにしましょう。

### ネット通販に注意！ 商品が届かない等の トラブル増加中

一ヶ月前に大手通販モール内の店舗で婦人靴を購入し、クレジットカード払いにした。申込後すぐに届いたが忙しく最近になって履いてみた。以前から愛用しているブランドだが、今回注文した靴はサイズが合わず履き心地も悪く偽物だった。店舗にメールで返品を申し出たら「不良品以外の返品・交換は受け付けておりません。」と返事が来て対応してもらえなかった。

は品ぞろえが豊富で買い物しやすく便利ですが、訪問販売や電話での勧誘販売と違い、クーリング・オフ制度の対象になりません。解約や返品の可否、条件等は販売店が定めた「返品特約」に従うこととなります。しかし、返品特約の記載がなければ、商品を受け取ってから八日以内なら契約解除し返品することができま

インターネットのショッピングサイトで「偽ブランド品を販売された」、「購入した商品が届かない」、「注文した物と違うのでクレジットカードで支払いたくない」など、ネットトラブル相談が増えています。

#### ネット通販



#### アドバイス

●特定商取引法では、原則としてネット通販事業者の所在地や電話番号を表示することを定めています。こうした連絡先が記載されていない店舗や、商品説明の日本語が不自然な店舗からは購入しないようにしましょう。

●極端に安い商品には注意しましょう。偽物の可能性があります。

●返品や交換は可能か、返送料は誰が負担するのかなど、返品特約を事前に確認しましょう。

# 若者が狙われやすい 悪質商法

## キャッチセールス

繁華街でモデルにスカウトされ、事務所に同行した。モデルの報酬の代わりにエステを無料にすると言われ承諾した。70万円のエステ契約をクレジット払いで結んでもらうが、引き落とされる代金は事前にエステ店から振り込まれると説明を受けた。しかしエステ店からの振り込みがない。解約してほしい。



## アドバイス

●「モデルのスカウト」や「アンケート調査」「無料体験」などと呼び止め、本来の勧誘目的を隠して店舗などへ連れて行き、事実と異なる説明や強引な勧誘で契約させる手口です。安易に見知らぬ人にはついて行かないことが重要です。

## 架空・不当請求

スマートフォンで無料アダルトサイトにアクセスし、年齢を問われたので「18歳以上」を選択したところ、有料会員登録が完了したと9万9千円を請求する画面が表示された。慌てて退会メールを送ったところ、「エラーで受け付けられない、電話をするように」と事業者の電話番号が表示された。電話をかけたところ、支払い義務があると脅された。どうすればよいか。

## アドバイス

●契約が成立しているとは言えないため、支払う必要はありません。慌てて連絡することは、電話番号など自分の個人情報を手伝うことになるため、請求元は一切連絡せず、徹底的に無視することが大切です。連絡してしまった場合は、着信拒否設定をするともに、メールアドレスや電話番号の変更を検討しましょう。

川口市 人口と世帯		

埼玉県 人口と世帯		



## 訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売などの特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。セールスマンなどから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

### クーリング・オフ制度の手順

- ① 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- ② ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- ③ ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- ④ 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

### ハガキの書き方の例

**通知書**  
次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
商品名 〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
販売会社 株式会社 ××××  
□□営業所  
担当者△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
埼玉県川口市〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇〇〇

### クーリング・オフができる場合・期間など詳しくは消費生活センターへ

特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。

——困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください——

川口：☎048-261-0999

【受付時間】9:00～16:00

## 板橋ともゆき プロフィール



**板橋ともゆき県政調査事務所**  
〒334-0061 川口市新堀 8 4 1 番地  
TEL.048-281-5246 FAX.048-285-9644  
e-mail : itaba-fp@sainet.or.jp

ご意見・ご要望を FAX 又はメールして下さい!